

別表（第4条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費（※1）	4 補助率	5 補助限度額
体験型観光コンテンツの新規造成	民間事業者及び団体	<ul style="list-style-type: none"> ・体験型観光メニューの新規造成に必要な次に掲げる経費 （1）委託料 （2）謝金、旅費（専門家やアドバイザーの派遣に要する経費に限る） （3）備品購入費（汎用性がなく事業の目的外使用になり得ないものに限る） （4）需用費（消耗品費、印刷製本費等） （5）役務費（保険料等） （6）モニターツアー費（貸切バス料金、ガイド・案内料金、施設使用料、体験費、昼食代等） （7）使用料及び賃借料 （8）チラシやホームページの制作等、造成した観光メニューの情報発信に必要な経費 	1 / 2	2,000千円
既存の体験型観光コンテンツの磨き上げ（高付加価値化）	民間事業者及び団体	<ul style="list-style-type: none"> ・体験型観光メニューの磨き上げに必要な次に掲げる経費 （1）委託料 （2）謝金、旅費（専門家やアドバイザーの派遣に要する経費に限る） （3）備品購入費（汎用性がなく事業の目的外使用になり得ないものに限る） （4）需用費（消耗品費、印刷製本費等） （5）役務費（保険料等） （6）モニターツアー費（貸切バス料金、ガイド・案内料金、施設使用料、体験費、昼食代等） （7）使用料及び賃借料 （8）チラシやホームページの制作等、造成した観光メニューの情報発信に必要な経費 	1 / 2	1,000千円
XR（※2）を活用した体験型観光コンテンツの新規造成	民間事業者及び団体	<ul style="list-style-type: none"> ・体験型XRコンテンツの新規造成に必要な次に掲げる経費 （1）委託料 （2）謝金、旅費（専門家やアドバイザーの派遣に要する経費に限る） （3）備品購入費（機材等、汎用性がなく事業の目的外使用になり得ないものに限る） （4）需用費（消耗品費、印刷製本費等） （5）役務費（保険料等） 	1 / 2	4,000千円

		<p>(6) モニターツアー費（貸切バス料金、ガイド・案内料金、施設使用料、体験費、昼食代等）</p> <p>(7) 使用料及び賃借料</p> <p>(8) チラシやホームページの制作等、造成した観光メニューの情報発信に必要な経費</p>		
星取県推進型観光コンテンツの新規造成	民間事業者及び団体、市町村	<p>・星空を活用した観光メニューの造成又は宿泊施設での星空に関連する体験「星空おもてなしメニュー」づくりに必要な次に掲げる経費</p> <p>(1) 備品等の購入や商品開発、ガイド養成等に要する経費</p> <p>(2) 旅行会社やマスコミ関係者に情報提供するために必要な旅行、資料作成等に要する経費</p> <p>(3) ホームページ制作やパンフレット作成など、造成したメニューの情報発信に必要な経費</p>	1 / 2	1,000千円

※1…「委託料」については、県内事業者が実施するものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りではない。また、月々の光熱費や通信費等、ランニングコストは補助対象外経費とする。

※2…XRとは、「VR（仮想現実）」「AR（拡張現実）」「MR（複合現実）」等の現実世界と仮想世界を融合することで、現実にはないものを知覚できるような先端技術をいう。